

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（399））

2. 日時：平成29年10月3日 14時00分～19時35分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、安達安全審査官、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、江崎安全審査官、岸野安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、森技術研究調査官、伊東技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他16名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 耐震設計土木グループ 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」、「第5条 津波による損傷の防止」及び「第43条 重大事故等対処設備」について、9月19日のヒアリングにおける提出資料、9月26日の審査会合における提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<地震による損傷の防止について>

- 液状化影響評価の検討方針について、原地盤の液状化強度特性と個別の施設設置位置の液状化強度特性との関係を示すこと。また、具体例を示すなどして、検討フローの内容がわかりやすくなるよう再度整理すること。

<津波による損傷の防止について>

- 本震規模と最大余震規模の関係において、一次式で回帰することの妥当性についての記載を充実して提示すること。
- 取水口前面に長期的、継続的に漂流してくる漂流物及びSA用海水ピット取水塔の頂部に堆積する漂流物に関し、必要に応じて講じる対策の運用手順について整理して

提示すること。また、取水塔内の堆積物の対応についての記載を追加すること。

- S A用海水ピット取水塔の図面に構成部位の説明を追加すること。
- 防波堤の被覆材やブロック類の安定性検討に用いているイスバッシュ式の適用条件を再度確認し、東海第二発電所への適用性について整理して提示すること。
- 三次元静的フレーム解析における地盤バネの設定に関し、各部位における荷重の傾向を踏まえ、厳しい条件を選定していることがわかるよう説明すること。
- 鋼製防護壁の地中連続壁基礎の二次元地震応答解析に関し、当該解析でモデル化している既設取水口及び杭基礎についての健全性評価は別途詳細解析により実施するとしているが、その詳細解析の内容について説明すること。
- 地中連続壁基礎の構造概要について、形状等の記載を充実して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する防護方針）
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針について（第495回審査会合（平成29年8月10日）時の指摘事項に対する回答）